

つがる西北五広域連合職員の給与に関する条例の施行に関する規則

	平成11年4月1日
	規則第4号
改正	平成14年3月27日
	規則第1号
改正	平成14年12月27日
	規則第2号
改正	平成15年3月27日
	規則第2号
改正	平成16年3月31日
	規則第3号
改正	平成16年9月29日
	規則第5号
改正	平成16年11月18日
	規則第6号
改正	平成17年3月28日
	規則第1号
改正	平成17年11月16日
	規則第4号
改正	平成19年3月29日
	規則第4号
改正	平成21年3月26日
	規則第2号
改正	平成22年3月29日
	規則第3号
改正	平成27年3月25日
	規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、つがる西北五広域連合職員の給与に関する条例（平成11年つがる西北五広域連合条例第12号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給方法その他条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給日)

第2条 条例第6条第1項に規定する給料の支給日は、毎月21日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は土曜日若しくは日曜日（同法に規定する休日である日を除く。以下この条において「休日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日（以下「給料の支給日」という。）とする。ただし、必要がある場合は、給料の支給日から10日以内を繰り上げた広域連合長の定める日を給料の支給日とすることができる。

(給料の支給)

第3条 条例第6条第1項に規定する給与期間中給料の支給定日後において新たに職員になった者及び給与期間中給料の支給定日前において離職し、又は死亡した職員には、その際給料を支給することができる。

2 職員が職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため給料の支給を請求した場合には、給与期間中給料の支給定日前であっても請求の日までの分をその際支給することができる。

3 職員が給与期間の中途において次のいずれかに該当する場合におけるその給与期間中の給料は、日割計算により支給する。

(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定による育児休業を始め、又は育児休業の期間の終了により職務に復帰した場合

(3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

4 給与期間の初日から引き続いて休職中の職員又は育児休業若しくは停職中の職員が給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。

(給料の減額方法)

第4条 条例第8条に規定する給料の減額の基礎となる職員が勤務しなかった時間数は、その給与期間の全時間数によって計算するものとする。

2 減額すべき給料の額は、その給与期間の分の給料に対応する額をその次の給与期間以降の給料から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において、減額すべき給料の額を給料から差し引くことができないときは、その他の給与から差し引くものとする。

(時間外勤務手当の支給割合等)

第5条 条例第9条第1項の規則で定める割合は、次のいずれかの区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第9条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第9条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

第6条 条例第9条第2項の規則で定める時間は、五所川原市職員勤務時間等条例(条例第6条第5項の五所川原市職員勤務時間等条例をいう。以下同じ。)第3条の規定に基づき週休日及び勤務時間が割り振られている職員について、五所川原市職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間(以下「所定勤務時間」という。)に満たない勤務時間が割り振られている週における次のいずれかに掲げる時間とする。

(1) 当該週の勤務時間が所定勤務時間以下になるときのあらかじめ五所川原市職員勤務時間等条例第3条第2項及び第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務した時間

(2) 当該週の勤務時間が所定勤務時間を超えるときの割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間のうち、所定勤務時間から当該割り振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間

2 条例第9条第2項の規則で定める割合は、100分の25とする。

3 第1項に規定するもののほか、時間外勤務手当が支給されない時間に関し必要な事項

は、広域連合長が定める。

(平成17規則1・一部改正)

(休日勤務手当の支給割合)

第7条 条例第10条の規則で定める割合は、100分の135とする。

(時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給)

第8条 公務により旅行中の職員に対しては、条例第9条に規定する時間外勤務手当及び条例第10条に規定する休日勤務手当は、これを支給しない。ただし、旅行目的地において正規の勤務時間を超え、又は条例第7条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等において勤務すべきことを旅行命令権者があらかじめ指示して旅行を命じた場合において現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できるものについては、この限りでない。

(時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給時間の計算)

第9条 時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数(時間外勤務手当のうち支給割当を異にする部分毎に計算した時間数)によって計算するものとする。この場合において、その月の全時間数が1時間に満たないとき又はその月の全時間数に1時間に満たない端数があるときは、当該全時間数又は端数が30分以上であるものについては1時間とし、30分未満であるものについては切り捨てるものとする。

(時間外勤務及び休日勤務命令簿の作成)

第10条 事務局長は、時間外勤務及び休日勤務命令簿を作成し、必要事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

(時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給日)

第11条 時間外勤務手当及び休日勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

(期末手当等の支給日)

第12条 条例第14条に規定する期末手当及び勤勉手当の支給日は、次の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日(これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれその前日、これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれその前前日)とする。

(平成14規則2・一部改正)

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

(寒冷地手当の支給日)

第13条 条例第14条に規定する寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの給料の支給定日に支給する。

(平成16規則5・平成16規則6・平成17規則4・一部改正)

(給与の調整)

第14条 広域連合長は、派遣職員の給与の支給について他の派遣職員との均衡を失すると認められる場合は、必要と認められる限度において、必要な調整をすることができる。

(支給される職及び額)

第15条 管理職手当(以下「手当」という。)を支給される職及びその額は、別表に掲げる職及び額とする。

(平成15規則2・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における管理職手当の額は、第15の規定にかかわらず、別表に掲げる額から当該月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(平成16規則3・平成19規則4・一部改正)

附 則 (平成14年規則第1号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 規則第12条の規定にかかわらず、平成13年度における特例一時金の支給日は3月29日とする。

附 則 (平成14年規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年規則第3号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年規則第5号)

この規則は、平成16年9月29日から施行する。

附 則 (平成16年規則第6号)

この規則は、平成16年11月18日から施行する。

附 則 (平成17年規則第1号)

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 (平成17年規則第4号)

この規則は、平成17年11月16日から施行する。

附 則 (平成19年規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規則第3号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第5号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第15条関係) (平成21規則2・平成22規則3・平成27年規則5・一部改正)

職	月 額
事務局長	45,000円
課 長	30,000円
理 事	15,000円
参 事	15,000円
副 参 事	15,000円